

那 霸 市 公 報

第 1 5 1 1 号
毎月 2 回 1, 1 5 日発行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

規 則

那 霸 市 消 防 吏 員 服 制 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (消 防 本 部 総 務 課) 647

告 示

個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て (総 務 課) 654

消 防 本 部 訓 令

那 霸 市 消 防 吏 員 ワ ッ ペ ン 規 程 (消 防 本 部 総 務 課) 662

上 下 水 道 局 規 程

那 霸 市 上 下 水 道 局 企 業 職 員 就 業 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程
(上 下 水 道 局 総 務 課) 665

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

直 接 請 求 に 要 す る 選 挙 権 を 有 す る 者 の 数 に つ い て 688

規 則

那霸市規則第35号

平成21年9月15日

那霸市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

那覇市消防吏員服制規則(1967年那覇市規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。	
2 別表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	
3 改正前の欄中の図(以下「改正図」という。)の表示に対応する改正後の欄中に当該図の表示がない場合は、当該改正図を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]
別表(第2条関係)

種別		服制		
[略]				
冬服	色又は地質		[略]	
	上衣	製式	前面 男性	折りえり 胸部は二重とし、消防章を付けた金色金属製ボタン各3個を2行に付ける。前面の左に2個、右に1個のポケットを付け、下部左右のポケットにはふたを付ける。 <u>左上腕部にロゴマーク入りワッペン(図中網掛け部分は、オレンジ色とする。)</u> を付ける。 <u>形状及び寸法は、図のとおりとする。</u>
			女性	[略]
	[略]		[略]	
[略]		[略]		
夏服	色又は地質		[略]	
	上衣	製式	前面 男性	シャツカラーの半そでとする。淡青又はその類似色のボタン7個を1行に付ける。 ポケットは胸部左右に各1個とし、ふたを付けボタンで留める。 <u>左上腕部にロゴマーク入りワッペン(図中網掛け部分は、オレンジ色とする。)</u> をマジックテープで付ける。 <u>形状及び寸法は、図のとおりとする。</u>
			女性	[略]
	[略]		[略]	
[略]		[略]		
活動服甲種	色又は地質		[略]	
	上衣	製式	前後面	カッター式の長そでとし、ひじ部を二重布とする。 ポケットは、胸部左右に各1個とし、ふたを付ける。 背面上部に、那覇市消防本部NAHA F.D.の文字を表示する。 <u>左上腕部にロゴマーク入りワッペンをマジックテープで付ける。</u> <u>世界遺産群特別警防隊は、左上腕部に世界遺産群特別警防隊用ワッペンをマジックテープで付ける。</u> <u>形状及び寸法は、図のとおりとする。</u>
			肩章	[略]
[略]		[略]		
[略]				

ジャンパー	色又は地質		[略]	
	製式		<p>前面はチャック式とする。ポケットは側腹部左右に各1個付け、ロットボタン付きのふたをする。濃紺色の台地にオレンジ色の刺しゅうで那覇市消防本部の文字及び氏名を施し、左胸部にマジックテープで付ける。</p> <p><u>右上腕部にロゴマーク入りワッペン(図中網掛け部分を除く)をマジックテープで付ける。</u></p> <p>形状及び寸法は、図のとおりとする。</p>	
[略]				
冬救急服	上衣	色又は地質		[略]
		製式	<p>前面</p> <p>台えり付シャツカラーの長そでとし、ウエストラインにタックをいれる。</p> <p>比翼仕立てとし、胸部左右に各1個、左肩下に1個のポケットを付ける。胸部左右のポケットにはふたを付ける。</p> <p>えりに、ポリエステルと綿との混紡糸を使用した白のブロードの替えりを付ける。</p> <p>青色の台地に白色の刺しゅうで那覇市消防本部の文字を施し、左胸部にマジックテープで付ける。</p> <p><u>右上腕部に救急隊用ワッペンをマジックテープで付ける。</u></p> <p>形状及び寸法は、図のとおりとする。</p>	
		肩章	[略]	
[略]				
[略]				
救助服	上衣	色又は地質		[略]
		製式	<p>前後面</p> <p>カッター式の長そでとし、胸部、背部及びひじ部を二重布とする。</p> <p>ポケットは、胸部左右に各1個を付ける。オレンジ色の台地に黒色の刺しゅうで那覇市消防本部の文字及び氏名を施し、左胸部にマジックテープで付ける。</p> <p>後面には、幅300ミリメートルの黒色の刺しゅうで那覇消防RESCUEの文字を施す。</p> <p><u>左上腕部にロゴマーク入りワッペン(図中網掛け部分を除く)をマジックテープで付ける。</u></p> <p><u>特別救助隊は、左上腕部に特別救助隊用ワッペンをマジックテープで付ける。</u></p> <p>形状及び寸法は、図のとおりとする。</p>	
		肩章	[略]	
[略]				
[略]				

図

(数字は寸法を示し、その単位はミリメートルとする。)

[図 略]

調査作業衣

前面



後面



ロゴマーク入りワッペン



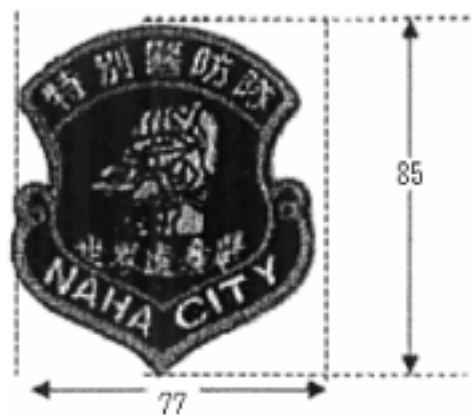
救急隊用ワッペン



特別救助隊用ワッペン



世界遺産群特別警防隊用ワッペン



[改正後 別記]
別表(第2条関係)

種別		服制		
[略]				
冬服	色又は地質	[略]		
	上衣	製式	前面 男性	折りえり 胸部は二重とし、消防章を付けた金色金属製ボタン各3個を2行に付ける。前面の左に2個、右に1個のポケットを付け、下部左右のポケットにはふたを付ける。 形状は、図のとおりとする。
			女性	[略]
	[略]			
	[略]		そで章	[略]
	[略]		ワッペン	<u>左上腕部にロゴマーク入りワッペンを付ける。</u>
	[略]			
夏服	上衣	色又は地質	[略]	
			製式	前面 男性
	女性	[略]		
	[略]			
	[略]		階級章	[略]
	[略]		ワッペン	<u>左上腕部にロゴマーク入りワッペンをマジックテープで付ける。</u>
	[略]			
活動服甲種	上衣	色又は地質	[略]	
			製式	前後面
		肩章		[略]
		ワッペン	<u>左上腕部にロゴマーク入りワッペンをマジックテープで付ける。</u> <u>世界遺産群特別警防隊は、左上腕部に世界遺産群特別警防隊用ワッペンをマジックテープで付ける。</u>	
[略]				

[略]				
ジャンパー	色又は地質		[略]	
	製式	前面	前面はチャック式とする。ポケットは側腹部左右に各1個付け、ロットボタン付きのふたをする。濃紺色の台地にオレンジ色の刺しゅうで那覇市消防本部の文字及び氏名を施し、左胸部にマジックテープで付ける。 形状は、図のとおりとする。	
		ワッペン	右上腕部にロゴマーク入りワッペンをマジックテープで付ける。	
[略]				
冬救急服	上衣	色又は地質	[略]	
		製式	前面	台えり付シャツカラーの長そでとし、ウエストラインにタックをいれる。 比翼仕立てとし、胸部左右に各1個、左肩下に1個のポケットを付ける。胸部左右のポケットにはふたを付ける。 えりに、ポリエステルと綿との混紡糸を使用した白のブロードの替えりを付ける。 青色の台地に白色の刺しゅうで那覇市消防本部の文字を施し、左胸部にマジックテープで付ける。 形状は、図のとおりとする。
			肩章	[略]
			ワッペン	右上腕部に救急隊用ワッペンをマジックテープで付ける。
[略]				
[略]				
救助服	上衣	色又は地質	[略]	
		製式	前後面	カッター式の長そでとし、胸部、背部及びひじ部を二重布とする。 ポケットは、胸部左右に各1個を付ける。オレンジ色の台地に黒色の刺しゅうで那覇市消防本部の文字及び氏名を施し、左胸部にマジックテープで付ける。 後面には、幅300ミリメートルの黒色の刺しゅうで那覇消防RESCUEの文字を施す。 形状は、図のとおりとする。
			肩章	[略]
			ワッペン	左上腕部にロゴマーク入りワッペンをマジックテープで付ける。 特別救助隊は、左上腕部に特別救助隊用ワッペンをマジックテープで付ける。
[略]				

[略]

図

(数字は寸法を示し、その単位はミリメートルとする。)

[図 略]

調査作業衣

前面



後面



告 示

那 霸 市 告 示 第 9 4 号
平 成 2 1 年 9 月 1 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那 霸 市 個 人 情 報 保 護 条 例 第 9 条 及 び 同 施 行 規 則 第 8 条 の 規 定 に 基 づ き、 個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 を 別 紙 の と お り 公 表 す る。

那 霸 市 長 翁 長 雄 志



第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成21年7月1日

那覇市長 様

那覇市長 翁長 雄志



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当課	国保長寿医療課 電話 2546
業務の名称	国民健康保険業務
利用等の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供
利用又は提供する年 月 日	平成21年7月1日
目的外利用等をする個人情報の内容	1.国民健康保険の資格取得年月 2.国民健康保険の使用状況
目的外利用等をする理由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第507条)
新たな提供先	沖縄区検察庁(分室) 検察官検事 海保 一恵
所 管 課	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課 給付グループ 電話 内線 2546



第10号様式(第19条関係)

個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書

平成21年7月24日

那 覇 市 長 様

那 覇 市 長 翁 長 雄 志



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当課	国保長寿医療課 電話 2546
業務の名称	国民健康保険業務
利用等の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成21年7月24日
目的外利用等 をする個人情 報 の 内 容	1.国民健康保険の資格取得年月
目的外利用 等をする理由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第1号
新たな提供先	年金記録確認沖縄地方第三者委員会
所 管 課	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課 給付グループ 電話 内線 2546



第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成21年7月24日

那覇市長 様

那覇市長 翁長 雄志



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当課	国保長寿医療課 電話 2546
業務の名称	国民健康保険業務
利用等の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供
利用又は提供する年 月 日	平成21年 7月24日
目的外利用等をする個人情報 の 内 容	1.国民健康保険の資格取得年月 2.国民健康保険の使用状況
目的外利用等をする理由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第507条)
新たな提供先	那覇地方検察庁 検察官検事 馬場 浩一
所 管 課	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課 給付グループ 電話 内線 2546



第10号様式(第19条関係)

個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書

平成21年8月4日

那 覇 市 長 様

那 覇 市 長 翁 長 雄 志



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当課	国保長寿医療課 電話 2546
業務の名称	国民健康保険業務
利用等の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成21年 8 月 / 4 日
目的外利用等 をする個人情 報 の 内 容	1.国民健康保険の資格取得年月 2.国民健康保険の使用状況
目的外利用 等をする理由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第507条)
新たな提供先	東京区検察庁道路交通部 検察官副検事 増田 統
所 管 課	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課 給付グループ 電話 内線 2546



第10号様式(第19条関係)

個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書

平成21年8月4日

那 覇 市 長 様

那 覇 市 長 翁 長 雄 志



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当課	国保長寿医療課 電話 2546
業務の名称	国民健康保険業務
利用等の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供
利用又は提供する年 月 日	平成21年 8 月 14 日
目的外利用等をする個人情報の内容	1.国民健康保険の資格取得年月
目的外利用等をする理由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第1号
新たな提供先	年金記録確認沖縄地方第三者委員会
所 管 課	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課 給付グループ 電話 内線 2546



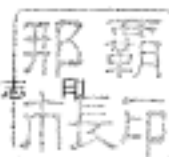
第10号様式(第19条関係)

個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書

平成21年9月1日

那覇市長 様

那覇市長 翁長 雄志 印



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当課	国保長寿医療課 電話 2546
業務の名称	国民健康保険業務
利用等の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成21年9月1日
目的外利用等 をする個人情報 の 内 容	1.国民健康保険の資格取得年月
目的外利用 等をする理由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第1号
新たな提供先	年金記録確認沖縄地方第三者委員会
所 管 課	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課 給付グループ 電話 内線 2546

消防本部訓令

那霸市消防本部訓令第 1 1 号

平成 2 1 年 9 月 1 日

施 行 済

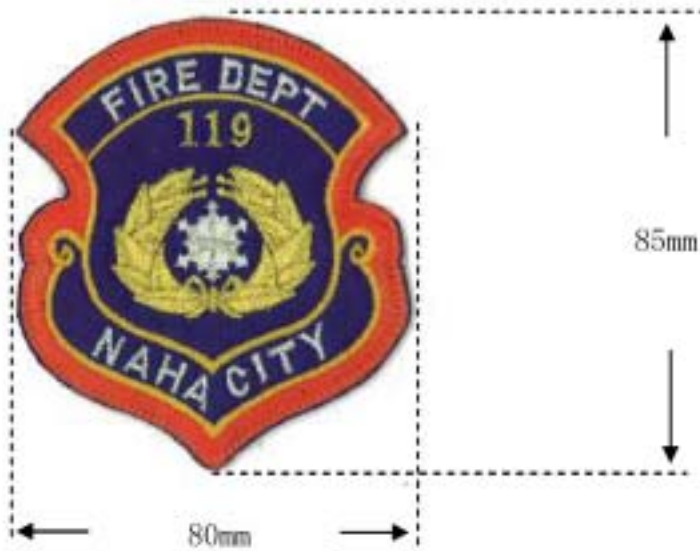
那霸市消防吏員ワッペン規程を次のとおり定める。

那霸市消防本部消防長 宮 平 智

那覇市消防吏員ワッペン規程

那覇市消防吏員服制規則（1967年那覇市規則第19号）第3条に基づき、ロゴマーク入りワッペンを次のとおり定める。

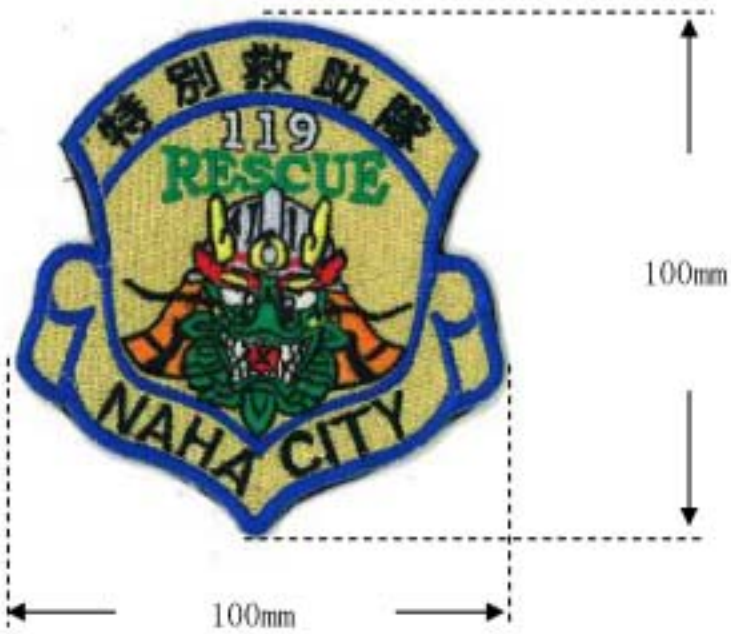
(1) 消防吏員



(2) 救急隊



(3) 特別救助隊



(4) 特殊災害対応隊



(5) 世界遺産群特別警防隊



付 則

この訓令は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 15 号
平成 21 年 8 月 31 日
公 布 済

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局企業職員就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(年次有給休暇等)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 職員は、<u>病気その他特別の理由があるときは、別表第3に掲げるとおり、それぞれ有給の休暇を受けることができる。</u></p> <p>6 [略]</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p><u>(病気休暇)</u></p> <p>第10条の2 職員は、<u>負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、有給の休暇を受けることができる。</u></p> <p>2 <u>病気休暇の期間は、次の各号に掲げる場合に</u>応じ、<u>当該各号に定める期間を超えない範囲内で療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、断続的に療養する必要があり勤務しないことがやむを得ないと管理者が定める場合に</u>あつては、<u>当該療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。</u></p> <p>(1) <u>公務又は通勤上の負傷又は疾病による場合</u> 1年6月</p> <p>(2) <u>結核性疾患の場合</u> 1年</p> <p>(3) <u>前2号以外の負傷又は疾病の場合で</u>休暇開始の日から<u>引き続く5日以上勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</u> 90日</p> <p>(4) <u>前3号以外の場合</u> 一の年度に5日</p> <p>3 <u>病気休暇のため勤務しなかった職員が勤務することになった日から6月(前項第3号の場合にあつては3月)以内に同一の負傷又は疾病により再び勤務しないこととなる場合の</u>病気休暇の期間は、<u>再び勤務することとなる前の</u>病気休暇の</p>

<p>(育児部分休業)</p> <p>第12条の2 [略]</p> <p>2 育児部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。この場合において職員が、別表第3第15号に規定する保育のための休暇を承認されている場合においては、1日につき2時間から当該休暇を承認された時間を減じた時間を超えない範囲で承認するものとする。</p> <p>(年次有給休暇等の申請)</p> <p>第22条 職員は、次の各号に掲げる休暇を受けようとするときは、当該各号に定める文書を提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 別表第3(第14号を除く。)に掲げる 休暇 有給休暇願(第1号様式の2)</p> <p>(3) 別表第3第14号に掲げる休暇 育 児休暇(第1号様式の3)</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1 [略]</p> <p>別表第2 [略]</p> <p>[別表第3 有給の休暇 別記]</p> <p>[第1号様式 別記]</p>	<p>期間に引き続いたものとみなして、前項各号の規定を適用する。</p> <p>4 病気休暇の単位は、1日(第2項ただし書きの場合にあつては1日又は1時間)とする。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第10条の3 職員は、特別の理由があるときは、別表第3に掲げるとおり、それぞれ有給の休暇を受けることができる。</p> <p>2 別表第3に規定する休暇のうち、期間が一定の日数、週数及び年数で規定されている場合の当該休暇の期間には、週休日及び休日等を含むものとする。</p> <p>(育児部分休業)</p> <p>第12条の2 [略]</p> <p>2 育児部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。この場合において職員が、別表第3第13号に規定する保育のための休暇を承認されている場合においては、1日につき2時間から当該休暇を承認された時間を減じた時間を超えない範囲で承認するものとする。</p> <p>(年次有給休暇等の申請)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 病気休暇 有給休暇願(第1号様式の2)</p> <p>(3) 別表第3(第13号を除く。)に掲げる 休暇 有給休暇願(第1号様式の2)</p> <p>(4) 別表第3第13号に掲げる休暇 育 児休暇(第1号様式の3)</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1(第10条関係) [略]</p> <p>別表第2(第10条関係) [略]</p> <p>[別表第3(第10条の3関係) 別記]</p> <p>[第1号様式 別記]</p>
--	---

[第4号様式～第11号様式 別記]

[第4号様式～第11号様式 別記]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の那覇市上下水道局企業職員就業規程の規定は、平成21年8月12日から適用する。

[改正前 別記]

別表第3 有給の休暇

号	休暇を受ける場合	期間
<u>1</u>	<u>職員が公務若しくは通勤上の傷病により、療養又は治療を要する場合</u>	<u>1年6月を超えない範囲内でその療養又は治療に必要と認める期間</u>
<u>2</u>	<u>職員が結核性の疾患により、療養又は治療を要する場合</u>	<u>1年を超えない範囲内でその療養又は治療に必要と認める期間</u>
<u>3</u>	<u>職員が私傷病により、療養又は治療を要する場合</u>	<u>90日を超えない範囲内でその療養又は治療に必要と認める期間</u>
<u>4</u>	[略]	[略]
<u>5</u>	[略]	<u>3日を超えない範囲内で必要と認める期間</u>
<u>6</u>	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により交通が制限され、又はしゃ断された場合]	[略]
<u>7</u> ～ <u>26</u>	[略]	[略]

備考

22号関係

[略]

[改正後 別記]

別表第3(第10条の3関係)

号	休暇を受ける場合	期間
<u>1</u>	[略]	[略]
<u>2</u>	[略]	<u>その都度必要と認める期間</u>
<u>3</u>	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により交通が制限され、又はしゃ断された場合	[略]
<u>4</u>	<u>職員が新型インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項第1号に規定する疾病をいう。)により、療養又は治療を要する場合</u>	<u>その都度必要と認める期間</u>
<u>5</u> ～ <u>24</u>	[略]	[略]

備考

第20号関係

[略]

[改正前 別記]
第1号様式

年 次 有 給 休 暇 願

那覇市水道事業管理者 殿		願 出	年 月 日	
		所 属	課	
次のとおり年次有給休暇を承認されるようお願いします。				
係 名	職 名	氏 名	期 間	理 由
		印	自 年 月 日 時 分 日 至 年 月 日 時 分 時間	
		印	自 年 月 日 時 分 日 至 年 月 日 時 分 時間	
		印	自 年 月 日 時 分 日 至 年 月 日 時 分 時間	
		印	自 年 月 日 時 分 日 至 年 月 日 時 分 時間	
		印	自 年 月 日 時 分 日 至 年 月 日 時 分 時間	
		印	自 年 月 日 時 分 日 至 年 月 日 時 分 時間	
		印	自 年 月 日 時 分 日 至 年 月 日 時 分 時間	
		印	自 年 月 日 時 分 日 至 年 月 日 時 分 時間	
		印	自 年 月 日 時 分 日 至 年 月 日 時 分 時間	

[改正後 別記]
第1号様式

年 次 有 給 休 暇 願

那覇市上下水道事業管理者 殿		願出	年 月 日	
		所属	課	
次のとおり年次有給休暇を承認されるようお願いいたします。				
係名	職名	氏名	期 間	理 由
		印	自 年 月 日 時 分 日 至 年 月 日 時 分 時間	
		印	自 年 月 日 時 分 日 至 年 月 日 時 分 時間	
		印	自 年 月 日 時 分 日 至 年 月 日 時 分 時間	
		印	自 年 月 日 時 分 日 至 年 月 日 時 分 時間	
		印	自 年 月 日 時 分 日 至 年 月 日 時 分 時間	
		印	自 年 月 日 時 分 日 至 年 月 日 時 分 時間	
		印	自 年 月 日 時 分 日 至 年 月 日 時 分 時間	
		印	自 年 月 日 時 分 日 至 年 月 日 時 分 時間	
		印	自 年 月 日 時 分 日 至 年 月 日 時 分 時間	

[改正前 別記]
第4号様式

職 務 専 念 義 務 免 除 承 認 申 請 書

那覇市水道事業管理者 殿	申 請 年 月 日		
	所 属 課 係		
	職名	氏名 印	
那覇市水道局企業職員の職務に専念する義務の免除に関する規程第2条第 号の規定にもとづき職務に専念する義務の免除を受けたいので承認されるよう申請します。			
期 間	年 月 日から	日間	
	年 月 日まで		
理 由			

[改正後 別記]
第4号様式

職務専念義務免除承認申請書

那覇市上下水道事業管理者 殿	申 請 年 月 日		
	所 属 課 係		
	職名	氏名	印
那覇市 <u>上下水道局</u> 企業職員の職務に専念する義務の免除に関する規程第2条第 号の規定にもとづき職務に専念する義務の免除を受けたいので承認されるよう申請します。			
期 間	年 月 日から	日間	
	年 月 日まで		
理 由			

[改正前 別記]
第5号様式

営利企業等従事許可申請書

那覇市水道事業管理者 殿	申 請 年 月 日		
	所 属 課 係		
	職名	氏名	印
地方公務員法第38条第1項の規定にもとづき、次のとおり営利企業等の従事を許可されるよう申請します。			
1 従事しようとする職務 (1) 勤 務 先 (2) 所 在 地 (3) 事 業 の 内 容 (4) 職 名 (5) 勤 務 の 態 様 (6) 従 事 予 定期間 (7) 従事1日当りの時間 (8) 報 酬 (9) 職務の内容と責任の程度			
2 従事することを必要とする理由			

[改正後 別記]
第5号様式

営利企業等従事許可申請書

<u>那覇市上下水道事業管理者</u> 殿	申 請 年 月 日	
	所 属 課 係	
	職名	氏名 印
<p>地方公務員法第38条第1項の規定にもとづき、次のとおり営利企業等の従事を許可されるよう申請します。</p>		
<p>1 従事しようとする職務</p> <p>(1) 勤 務 先</p> <p>(2) 所 在 地</p> <p>(3) 事 業 の 内 容</p> <p>(4) 職 名</p> <p>(5) 勤 務 の 態 様</p> <p>(6) 従 事 予 定期間</p> <p>(7) 従事1日当りの時間</p> <p>(8) 報 酬</p> <p>(9) 職務の内容と責任の程度</p> <p>2 従事することを必要とする理由</p>		

[改正前 別記]
第6号様式

休 職 願

那覇市水道事業管理者 殿	願 出 年 月 日		
	所 属 課 係		
	職名	氏名	印
次のとおり休職したいので、別紙診断書を添えてお願いします。			
1 傷 病 名			
2 休 職 期 間			
年 月 日から			日間
年 月 日まで			

[改正後 別記]
第6号様式

休 職 願

那覇市上下水道事業管理者 殿	願 出 年 月 日		
	所 属 課 係		
	職名	氏名	印
次のとおり休職したいので、別紙診断書を添えてお願いします。			
1 傷 病 名			
2 休 職 期 間			
年 月 日から			日間
年 月 日まで			

[改正前 別記]
第7号様式

復 職 願

那覇市水道事業管理者 殿	願 出 年 月 日		
	所 属 課 係		
	職名	氏名	印
次のとおり復職したいので、別紙診断書を添えてお願いします。			
1 傷 病 名			
2 休 職 期 間			
	年	月	日から
	年	月	日まで
			日間
3 復職しようとする日			
	年	月	日

[改正後 別記]

第7号様式

復 職 願

那覇市上下水道事業管理者 殿	願 出 年 月 日		
	所 属 課 係		
	職名	氏名	印
次のとおり復職したいので、別紙診断書を添えてお願いします。			
1 傷 病 名			
2 休 職 期 間			
	年	月	日から
	年	月	日まで
			日間
3 復職しようとする日			
	年	月	日

[改正前 別記]

第8号様式

専 従 休 職 許 可 申 請 書

那覇市水道事業管理者 殿	申 請 年 月 日	
	所 属 課 係	
	職名	氏名 印
<p>地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書の規定に基づき、労働組合の業務にもっぱら従事することを許可されるよう申請します。</p>		
<p>1 所属する労働組合の名称</p> <p>2 労働組合における役職名</p> <p>3 労働組合の業務にもっぱら従事する期間</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月間</p> <p style="text-align: center;">年 月 日まで</p>		

[改正後 別記]
第8号様式

専 従 休 職 許 可 申 請 書

那覇市上下水道事業管理者 殿	申 請 年 月 日		
	所 属 課 係		
	職名	氏名	印
<p>地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書の規定に基づき、労働組合の業務にもっぱら従事することを許可されるよう申請します。</p>			
<p>1 所属する労働組合の名称</p>			
<p>2 労働組合における役職名</p>			
<p>3 労働組合の業務にもっぱら従事する期間</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月間</p> <p style="text-align: center;">年 月 日まで</p>			

[改正前 別記]

第9号様式

退 職 願

那覇市水道事業管理者 殿	願 出 年 月 日	
	所 属 課 係	
	職名	氏名 印
次の理由により 年 月 日をもって退職したいので承認されるようお願い します。		
理 由		

[改正後 別記]
第9号様式

退 職 願

那覇市上下水道事業管理者 殿	願 出 年 月 日	
	所 属 課 係	
	職名	氏名 印
次の理由により 年 月 日をもって退職したいので承認されるようお願い します。		
理 由		

[改正前 別記]

第10号様式

私 事 旅 行 届

那覇市水道事業管理者 殿	願 出 年 月 日	
	所 属 課 係	
	職名	氏名 印
次のとおり私事旅行したいのでお届けします。		
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
宿泊場所・旅館名・電話		
行 先		
理 由		

[改正後 別記]
第10号様式

私 事 旅 行 届

那覇市上下水道事業管理者 殿	願 出 年 月 日	
	所 属 課 係	
	職名	氏名 印
次のとおり私事旅行したいのでお届けします。		
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	日 間
宿泊場所・旅館名・電話		
行 先		
理 由		

[改正前 別記]

第11号様式

履 歴 事 項 変 更 届

那覇市水道事業管理者 殿		届 出		年	月	日
		所 属		課	係	
		職名	氏名	印		
次のとおり履歴事項に変更が生じたのでお届けします。						
変 更 事 項		記 入 事 項		添 付 書 類		
ふりがな 氏 名	新			戸 籍 抄 本		
	旧					
本 籍	新					
	旧					
住 所	新					
	旧					
学 歴	新			卒 業 証 明 書		
	旧					
資 格 取 得				資 格 取 得 証 明 書 写		

[改正後 別記]

第11号様式

履 歴 事 項 変 更 届

那覇市上下水道事業管理者 殿		届 出		年	月	日
		所 属		課 係		
		職名	氏名	印		
次のとおり履歴事項に変更が生じたのでお届けします。						
変 更 事 項		記 入 事 項			添 付 書 類	
ふりがな 氏 名	新				戸 籍 抄 本	
	旧					
本 籍	新					
	旧					
住 所	新					
	旧					
学 歴	新				卒 業 証 明 書	
	旧					
資 格 取 得					資 証 格 明 取 書 得 写	

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第41号

平成21年9月2日

掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第4条の2第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

- | | | |
|---|---------------------|---------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 4,906人 |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 81,761人 |
| 3 | 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 | 40,881人 |